## 目的

動物の引取りについて、各機関の連携を強化し多数の犬猫を動物愛護センター等に計画的に収容できる体制を整備するために策定しました。

- < 連携機関 >
- ・動物愛護センター
- ・ 不適正飼養者への指導に係る保健福祉事務所(各センター含む)
- 県生活衛生課
- 大学、民間企業などの関係機関

## 基本的な考え方

- 動物愛護センターに犬や猫等の収容等依頼があった際は、 まずは動物愛護センターで対応します。
- 対応が困難になることが見込まれる場合においては、県生 活衛生課など関係機関も連携し、対応します。
- ・例えば、県生活衛生課は外部機関との調整や、必要な物 資等の確保を行います。

## 収容依頼があった際の対応

- 保健福祉事務所などからの事前相談をもとに、動物愛護センターに収容できる頭数を提示するとともに、施設内を運用し、収容スペースや飼養管理に必要な物資等を早急に確保します。
- ・収容できる頭数は、その時々の犬猫の収容状況※が異なり、これから収容する動物についても常に一律なものではないため、依頼の都度、適正な飼養管理を考慮して検討します。
  - ※ 保護動物の傷病の具合、品種や大きさ、問題行動の有無など

## 動物愛護センターの収容能力を超える場合の対応

動物愛護センターだけでなく、関係機関も連携して対応します。

- (1) 新しい飼い主への積極的な譲渡 SNSやホームページなどの広報媒体を活用して、早期 の譲渡を図ります。また無理のない範囲でボランティアの 皆様に協力を依頼します。
- (2) 外部機関との連携 動物の預かりが可能な機関等に、一時預かりの協力を 依頼します。